

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)	
地域名 (地域内農業集落名)	仁鮎・濁川地区 (中台、新丁、大町、横町、立町、小掛、鬼神、揚石、苅又石、濁川・釜谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている。
- ・山間部における後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である。
- ・仁鮎地区は水利条件が悪く、耕作希望者がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人を設立して、農地の集積を進める。(小掛・鬼神地区以外)
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。
- ・耕作放棄地を解消する。
- ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。(小掛・鬼神地区以外)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより農地の集積・集約化を進める。(小掛・鬼神地区以外) ・法人を設立して、農地の集積を進める。(小掛・鬼神地区以外) ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。 ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。(小掛・鬼神地区以外)
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。 ・規模拡大を目指している経営体に借受の登録をしてもらう。
(3)基盤整備事業への取組方針
・土地相続の問題により足踏みしている状況であるが、仁鮎地区について、ほ場整備事業による農地の大区画化により、若手や担い手等の参入を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ほ場整備事業により、若い農業者等の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--